

(2) 手当の支給予定日(令和3年6月以降の3回について)

◆児童手当は年3回に分けて、支給月の10日に前月分までを口座へ振り込みます。

- ①令和3年6月10日(木)[令和3年5月分までの分]
- ②令和3年10月8日(金)[令和3年6月分～令和3年9月分]
- ③令和4年2月10日(木)[令和3年10月分～令和4年1月分]

※「令和3年度現況届」がお手元に届いた方は、原則、6月10日に令和3年5月分までの手当が支払われます。

3 各種変更手続きについて

下記のような変更事由がある場合には、現況届とは別に手続きが必要になります。

事由	必要な提出書類
養育する児童が増えた (6月以降に児童が生まれた等)	「増額請求書」
養育する児童が減った	「減額届」
離婚や施設入所等に伴い、児童を養育しなくなった	「消滅届」
振込口座の変更 (配偶者や児童の名義には変更できません)	・「口座変更届」 ・受給者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
配偶者の住民票が那覇市外にある方で、その別居状況等に変更が生じた(海外に出国した、離婚や離婚調停をしているなど)	お手続きが必要になる場合があります。 子育て応援課児童手当グループまでご連絡ください。

※手続きは市民課、各支所(首里・真和志・小禄)で行えますが、現況届は子育て応援課のみでの受付となります。

4 よくあるお問い合わせ

Q.1 健康保険証のコピーを貼りつける必要はありますか？

A.1 厚生年金保険に加入している方で、国家公務員共済組合、日本郵政共済組合、地方公務員共済組合に加入している方は、現況届左下の健康保険証貼付欄に請求者の保険証の写しを添付してください。

Q.2 誰の健康保険証のコピーを貼ればよいですか？

A.2 児童手当の受給者の健康保険証の写し(おもて面のみ)を現況届左下の健康保険証貼付欄に貼り付けてください。

Q.3 現況届の提出が6月30日に間に合いません。

A.3 受付期間を過ぎてしまった場合でも現況届はご提出ください。ただし、ご提出の時期によっては児童手当のお支払いが遅くなる可能性があります。なるべくお早めにご提出ください。

Q.4 現況届の提出が6月10日を過ぎると、6月10日振込予定の手当は支払われませんか？

A.4 6月10日に支払われるのは令和3年5月分までの手当ですので、「令和3年度現況届」がお手元に届いた方は、原則、6月10日に手当が支給されます。

5 お問い合わせ先

場所:那覇市役所本庁舎3階44番窓口 子育て応援課 児童手当グループ

時間:午前8時30分～午後5時15分(土、日、慰霊の日は受付をしておりますのでご了承ください。)

電話:098-861-6951(内線2561・2562)

※市民課・各支所での受付は行っていません。

※本庁舎駐車場は有料です。

※窓口は大変混雑しますので、郵送での提出をお勧めします。

(返信用封筒には切手を貼って投函して下さい)

※郵送で提出の際、不着等の郵送事故の責任は負いかねますので、

書留又は特定記録郵便での送付をお勧めします。



◀児童手当現況届ページ
(市ホームページ)